令和8年10月30日
松山市　理財部　管財課

質問回答書

質疑No.	文書名及びページ番号	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領 P1	[7]提案限度価格	本業務の履行期間中に技術者単価等の上昇があった場合、国土交通省が試行している業務スライド制度と同様に、業務委託料を変更することは可能でしょうか。	本業務において業務スライド制度は適用しません。 なお、履行期間中、やむを得ない理由があると認めるときは、両者協議の上で、業務委託料を変更する場合があります。
2	募集要領 P5	[19]提案書等(副本)の作成要領　①	「また、パンフレット等の添付書類を副本のみ省略しても構わない。」と記載がありますが、実績を証明する資料及び各担当者の資格証の添付についても、副本のみ省略してもよろしいでしょうか。	省略可とします。
3	仕様書 P1	[3]履行期間	DB事業の工程変更等により事業期間が令和14年9月30日を超えて延伸した場合、本CM業務の履行期間についても延長し、延長期間に応じたCM業務委託料について別途協議のうえ契約変更するとの理解でよろしいでしょうか。	DB事業の期間延長がそのまま本業務の履行期間延長を指すものではなく、仕様書P5－[6]業務内容－(4)－③に記載のとおり、竣工・引渡し後のCM業務の要否等の協議結果を踏まえて、本業務の履行期間及び事業費を両者協議の上で決定します。
4	仕様書 P3～4	[6]業務内容 (2)基本設計段階CM (3)実施設計段階CM	DB事業者から提出された工事概算書について、設計図書との整合性及び工事予算額との比較に関する「概略の検討」を行うとされていますが、これはDB事業者が提示する工事費内訳を基に、設計内容との整合、工事予算額との差異及び増減要因等を確認する業務という理解でよろしいでしょうか。	仕様書P8－[13]業務遂行上の留意事項－④に記載のとおり、仕様書に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、契約後、両者協議の上で決定します。
5	仕様書 P4	[6]業務内容 (4)工事段階CM ②工事実施段階	工事監理者の業務実施状況の確認について、工事監理者による確認・承認状況及びそのプロセスが適切に実施されていることを確認する業務という理解でよろしいでしょうか。	仕様書P8－[13]業務遂行上の留意事項－④に記載のとおり、仕様書に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、契約後、両者協議の上で決定します。
6	仕様書 P5	[6]業務内容 (4)工事段階CM ②工事実施段階	設計変更及び物価変動等に伴う契約変更協議の支援について、DB事業者から提示される変更金額明細等の妥当性確認・検証までを行うという理解でよろしいでしょうか。	仕様書P8－[13]業務遂行上の留意事項－④に記載のとおり、仕様書に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、契約後、両者協議の上で決定します。
7	評価基準書 P1	[1]業務の実績及び実施体制	評価基準書[1]について、②の実施スケジュールのみ企画提案書に記載し、①・②の業務執行体制・③は様式4 業務執行体制表に記載した上で、それぞれの記載内容を評価いただくということでよろしいでしょうか。 (その他、評価基準書[2]及び[3]の内容については、企画提案書に記載した内容を評価いただくという認識です。)	お見込みのとおりです。 ただし、評価基準書[1]－①は様式5により評価するものとします。 なお、様式4及び様式5の内容について、企画提案書に記載することを妨げるものではありません。